

質問に対する回答書⑯
東京外環自動車道 ハ潮パーキングエリア工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 26-8 構造物掘削	構造物掘削の内容において、「鋼矢板の打込み、引抜き」と記載されている単価項目(特殊部A、特殊部B、特殊部C1、特殊部C2、特殊部D、特殊部E、特殊部F、特殊部G、特殊部H、特殊部I1、特殊部I2、特殊部M、特殊部N、特殊部O)は全て「電動式バイブロハンマによる鋼矢板の打込み、引抜き」で計上していると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書26-8-1に施工機械の記載がない項目については、貴社の施工計画に基づき、鋼矢板の打込み、引抜きに使用する重機をお考えください。